

# 総点検実施要領（案）

## 【道路トンネル編】

平成25年2月

国土交通省 道路局

## 目 次

1. 適用範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検対象	1
4. 点検方法	2
5. 変状・異常箇所の判定と記録	2
6. 総点検の実施フロー	4
留意事項	5
点検結果の記録様式	10

## 1. 適用範囲

総点検実施要領（案）【道路トンネル編】（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路における道路トンネルの点検に適用する。

なお、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領（案）は、主として市町村が総点検を実施する際の参考として作成したものであり、各道路管理者が別の点検要領などにより本要領（案）の点検内容を越えての点検等を実施することを妨げるものではない。

## 2. 点検の目的

第三者被害を防止する観点からトンネル本体工の変状、道路附属物等の取付け状態等の異常を把握するための点検を実施するものであり、あわせてたたき落としや、締直しによる応急的な措置を行うことを目的とする。

## 3. 点検対象

表-1に示すトンネル本体工及び道路附属物等を対象とする。なお、表-1に示すもののほか、現地状況により第三者被害発生の恐れがあるものについては、点検対象に適宜追加すること。

表-1 点検対象箇所

区 分	点 検 対 象 箇 所
トンネル本体工	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 覆工（吹付けコンクリート仕上げの場合を含む）</li><li>・ 坑門</li><li>・ 内装板</li><li>・ 天井板（吊り金具、固定金具、固定部付近および台座部の覆工コンクリートを含む）</li><li>・ 路面、路肩および排水施設 等</li></ul>
道路附属物等	<p>下記トンネル内の附属物の本体、取付け金具類（吊り金具、ターンバックル、固定金具、アンカーボルト・ナット、継手）、固定部付近の覆工コンクリートを含む</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 照明</li><li>・ 標識</li><li>・ ジェットファン</li><li>・ 警報表示板</li><li>・ 吸音板</li><li>・ ケーブル類 等</li></ul>

#### 4. 点検方法

巻末表－1に示すように点検対象箇所に応じ、近接目視点検、打音検査、触診により変状や異常の有無を確認する。

#### 5. 変状・異常箇所の判定と記録

以下の判定を実施し、指定の様式に記録する。

##### 1) 判定区分

表－2のうち、第三者被害の可能性がある本体工の変状と附属物の異常の抽出、ならびにその状況がわかる写真を撮影し、写真番号とともに状況を点検記録表に記録する。

表－2 定期点検結果の判定区分の目安  
(トンネル本体工、道路附属物等共通)

判定区分		判定の内容
×	変状・異常あり	本体工の変状や附属物の取付け等の異常がある場合。
○	変状・異常なし	本体工の変状や附属物の取付け等の異常がないか、あっても軽微な場合。

##### <参考>

表－2に示す「変状・異常あり」については、巻末表－2に点検箇所、変状・異常の種類毎の判定基準を示す。

なお、本要領（案）での○及び×の判定区分と既存の点検要領の対比を参考表－1に示す。

参考表－1 既存の点検要領の判定区分との対比

本要領(案)の判定区分	対比する既存の要領の判定区分		
	道路トンネル定期点検要領(案) 国土交通省道路局国道課 (平成14年4月)	保全点検要領(構造物編) 東・中・西日本高速道路株式会社 (平成24年4月)	附属物(標識、照明施設等)の点検要領(案) 国土交通省道路局国道・防災課 (平成22年12月)
×	A、B	AA、A1～A2、B	Ⅲ、Ⅱ
○	S	OK	I

## 2) 記録様式

点検結果を様式－A、B、C、Dに記録する（記録様式は本要領（案）の巻末に添付する）。

記録は次回点検時に活用できるよう保管する。

※各様式において、トンネルごとの起点及び終点の緯度・経度を世界測地系で0.1"単位まで記載することとする。



## 留意事項

### ①トンネル本体工の点検の省略

「道路トンネル定期点検要領（案）平成14年4月国土交通省道路局国道課」及びこれに準じる点検基準に基づき、トンネル本体工の点検を継続的に実施しており、点検記録が確認できるトンネルは、トンネル本体工の点検を省略することができる。

また、天井板を有するトンネルで、「トンネル天井板の緊急点検について平成24年12月3日 事務連絡」により点検を実施したトンネルは、天井板の点検を省略することができる。

### ②トンネル内の道路附属物等の点検の省略

今年度に「トンネル内の道路附属物等の一斉点検について平成24年12月7日 事務連絡」により点検を実施したトンネルの道路附属物等のうち、点検済みの附属物は、点検を省略することができる。

### ③道路占用物件が存在する場合について

トンネル内に占用物件が存在する場合は、道路管理者は占用者に対し、点検を実施するよう要請することとする。

### ④緊急性を要する変状・異常について

点検時に緊急性を要する変状・異常を確認した場合は、速やかに緊急措置を講じるものとする。

### ⑤他施設における点検との連携について

点検にあたって、他施設の点検結果を活用するなど、連携を図ることが望ましい。

巻末表－１ 点検箇所毎の点検方法の組み合わせ

点検箇所		変状・異常の種類	点検方法	
トンネル 本体工	覆工	コンクリート	ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査
			うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
			傾き、沈下、変形	近接目視点検
			打継目の目地切れ・段差	近接目視点検、打音検査
			漏水、つらら、遊離石灰、側水	近接目視点検
		豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査	
		吹付けコンクリート	ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査
			うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
			傾き、沈下、変形	近接目視点検
			漏水、つらら、遊離石灰、側水	近接目視点検
	豆板部のうき、はく離、はく落		近接目視点検、打音検査	
	補修材	本体	補修材のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
			腐食、亀裂、変形、欠損	近接目視点検、触診
	漏水対策工、はく落防止対策工	ボルト・ナット(取付け金具)	腐食、脱落、ゆるみ	近接目視点検、打音検査、触診
坑門	コンクリート	ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査	
		うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査	
		傾き、沈下、変形	近接目視点検	
		鉄筋の露出	近接目視点検、打音検査	
	豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査		
補修材	補修材のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査		
内装板	本体	変形、破損、がたつき	近接目視点検、触診	
天井板	本体	変形、破損	近接目視点検、打音検査、触診	
		ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査、触診	
		うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査、触診	
		漏水、つらら	近接目視点検、打音検査、触診	
	吊り金具 固定金具	ゆるみ・脱落	近接目視点検、打音検査、触診	
		破断	近接目視点検、打音検査、触診	
		腐食	近接目視点検、打音検査、触診	
変形・欠損	近接目視点検、打音検査、触診			
固定部付近および台座部の覆工 コンクリート	ひび割れ、うき、はく離、漏水、 遊離石灰の有無	近接目視点検、打音検査、触診		
路面、路肩 および排水施設	路面、路肩 および排水施設	段差、ひび割れ、 路面・路肩の変形	近接目視点検	
		滞水、氷盤、沈砂	近接目視点検	
道路 附属物等	本体	がたつき	触診	
	取付け金具 (吊り金具、ターンバックル、 固定金具、アンカーボルト・ ナット、継手)	亀裂	近接目視点検、打音検査、触診	
		ゆるみ・脱落	近接目視点検、打音検査、触診	
		破断	近接目視点検、打音検査、触診	
		腐食	近接目視点検、打音検査、触診	
	変形・欠損	近接目視点検、打音検査、触診		
固定部付近の覆工コンクリート	ひび割れ、うき、はく離、漏水、 遊離石灰の有無	近接目視点検、打音検査、触診		

※煉瓦、石造り、素掘りトンネルの場合は、本要領（案）を踏まえ、現地状況に応じて点検を実施すること。



巻末表－２ 点検結果の判定基準一覧表（１／４）

本要領（案）において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「道路トンネル定期点検要領（案）平成14年4月 国土交通省道路局国道課」に記載されている、「判定区分A」、「判定区分B」相当を指す。

トンネル本体工

点検箇所	変状・異常の種類	判定区分 ×		
		a	b	
覆工	コンクリート	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	天端や肩部で幅3mm以上、延長方向に5m以上の規模を有する場合、または、ひび割れが多い場合。
		うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	はく落に結びつく、うき（圧ぎ）が発見された場合。
		傾き、沈下、変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あるいは変形している場合で、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。傾きの兆候と判断される輪切り状のひび割れが明瞭に見られる場合。
		打継目の目地切れ・段差	目地のずれ、開き、段差等により止水板や、目地モルタルが落下し、引き続きその可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
		漏水、つらら、遊離石灰、側氷	大規模な漏水、つらら、側氷で交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
		豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落	コールドジョイント、豆板の周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	吹付けコンクリート	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	天端や肩部で幅3mm以上、延長方向に5m以上の規模を有する場合、または、ひび割れが多い場合。
		うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	はく落に結びつく、うき（圧ぎ）が発見された場合。
		傾き、沈下、変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あるいは、変形している場合で、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。傾きの兆候と判断される輪切り状のひび割れが明瞭に見られる場合。
		漏水、つらら、遊離石灰、側氷	大規模な漏水、つらら、側氷で交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
		豆板部のうき、はく離、はく落	豆板の周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
		補修材のうき、はく離、はく落	補修された箇所で、補修材やその周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいはうきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。

巻末表－２ 点検結果の判定基準一覧表（２／４）

本要領（案）において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「道路トンネル定期点検要領（案）平成14年4月 国土交通省道路局国道課」に記載されている、「判定区分A」、「判定区分B」相当を指す。

トンネル本体工

点検箇所	変状・異常の種類	判定区分 ×	
		a	b
坑門	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	幅3mm以上の規模を有する場合、または、ひび割れが多い場合、左記の場合で交通に支障のない場合。
	うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	はく落到結びつく、うきが発見された場合。
	傾き、沈下、変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あるいは、変形している場合で、坑門背面に傾きの兆候と判断される輪切り状のひび割れが明瞭に見られる場合で、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	鉄筋の露出	コンクリート塊の抜落ち等により、鉄筋が露出して交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落	コールドジョイント、豆板の周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	補修材のうき、はく離、はく落	補修された箇所、補修材やその周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
内装板	変形、破損	大規模な変形、破損があり、交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
天井板	変形、破損	大規模な変形、破損があり、交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	幅3mm以上の規模を有する場合、または、ひび割れが多い場合、左記の場合で交通に支障のない場合。
	うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離、発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	はく落到結びつく、うきが発見された場合。
	漏水、つらら	大規模な漏水、つらら、側氷で交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
路面、路肩および路面排水施設	段差、ひび割れ、路面・路肩の変形	側方および下方からの応力の影響により、舗装および路面排水工に、段差、ひび割れ、路肩変形の異常があり、交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	滞水、氷盤、沈砂	土砂が詰まる等、何らかの原因で集水桝、排水工等に滞水があり、交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。

巻末表－2 点検結果の判定基準一覧表（3／4）

本要領（案）において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、b、cは、それぞれ「保全点検要領（構造物編）平成24年4月 東・中・西日本高速道路株式会社」に記載されている、「判定区分AA」、「判定区分A1～A2」、「判定区分B」相当を指す。

トンネル本体工のうち補修材

点検箇所		変状・異常の種類	判定区分 ×		
			a	b	c
はく漏 落 水 防 止 策 工 、 策 工	本体	腐食・亀裂・ 変形・欠損	腐食・亀裂・変形などが生じ、脱落している若しくは恐れがある。 腐食・変形等により通水阻害が生じている。 腐食・変形などにより、はく落対策機能を果していない。	腐食・亀裂・変形などが生じ、脱落していない。 漏水がみられる。 はく落対策機能が低下している。	腐食しているが、断面欠損していない。 樋の軽微な亀裂。変形などがある。
	ボルト・ナット (取付け金具)	腐食・脱落・ ゆるみ	ボルト・ナットが脱落している、若しくは恐れがあり、漏水防止樋・はく落対策施設の脱落の恐れがある。	ボルト・ナットが脱落している、若しくは恐れがあるが、漏水防止樋・はく落対策施設の脱落の恐れはない。	緩んでいるが、ボルト・ナットが脱落していない、若しくは恐れがない。

巻末表－2 点検結果の判定基準一覧表（4／4）

本要領（案）において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）平成22年12月 国土交通省道路局 国道・防災課」に記載されている、「判定区分Ⅲ」、「判定区分Ⅱ」相当を指す。

道路附属物等

点検箇所		変状・異常の種類	判定区分 ×	
			a	b
本体		がたつき	がたつきがある。	—
		亀裂	亀裂がある。	—
取付け金具 (吊り金具、ターンバックル、固定金具、アンカーボルト・ナット、継手)		腐食	表面に著しい膨張が生じているか、または明らかな板厚減少が視認できる。 貫通した孔食が生じている。 異種金属接触による腐食がある。	錆は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない。 孔食が生じている。
		ゆるみ・脱落	ボルト・ナットの脱落がある。	ボルト・ナットのゆるみがある。
		破断	ボルトの破断がある。 取付け金具等の部材の破断がある。	—
		変形・欠損	著しい変形、または欠損がある。	変形、または欠損がある。
固定部付近の覆工 コンクリート		ひび割れ、うき、はく離、漏水、遊離石灰の有無	据付箇所における漏水やクラックなどの発生がある。	—

## 点検結果の記録様式

トンネル台帳 [様式-A]

トンネル台帳		フリガナ		路線名		管轄		コード管理機関																																																																																											
名称	所在地	位置情報 (世界測地系)		起點 (代表点)	緯度	種別	管轄	A 5.5m以上 B 5.5m未満	トンネルコード																																																																																										
		緯度	経度							種別	更新年月日	型式	更新年次																																																																																						
分割区分	コード	トンネル等級	トンネル種類	起點	緯度	種別	管轄	施設の内訳	個数																																																																																										
区分	区分	交通量	内装種類	終點	経度	厚さ	車道幅員 (○で囲む)	非常用電話																																																																																											
一般有料区分	トンネル区分	トンネル種類	天甲板種類	坑門	舗装	面積		押ボタン通報装置																																																																																											
トンネル区分	完成/供用年次	形式	形式	形式	排水	更新年次		火災検知器																																																																																											
トンネル延長	トンネル延長	起點	延長	延長	坑門	種別		警報表示板																																																																																											
土かぶり	土かぶり	終點	延長	延長	坑門	更新年次		点滅灯																																																																																											
内空断面積	内空断面積	アーチ	延長	延長	坑門	更新年次		音信号発生器																																																																																											
幅員	幅員	竣工巻厚	アーチ	延長	坑門	更新年次		誘導表示板																																																																																											
車道幅	車道幅	側壁	側壁	延長	坑門	更新年次		排煙設備																																																																																											
歩道等幅	歩道等幅	インバート	インバート	延長	坑門	更新年次		避難通路																																																																																											
建築限界高	建築限界高	半径	半径	延長	坑門	更新年次		消火栓																																																																																											
中央高	中央高	半径	半径	延長	坑門	更新年次		消火器																																																																																											
有効高	有効高	半径	半径	延長	坑門	更新年次		給水栓																																																																																											
縦断勾配	縦断勾配	種類	種類	延長	坑門	更新年次		無線通信補助装置																																																																																											
直線区間長	直線区間長	種類	種類	延長	坑門	更新年次		ラジオ再放送設備																																																																																											
区間長	区間長	種類	種類	延長	坑門	更新年次		拡声放送設備																																																																																											
起點間	起點間	種類	種類	延長	坑門	更新年次		水噴霧設備																																																																																											
曲線区間	曲線区間	種類	種類	延長	坑門	更新年次		ITV																																																																																											
曲線半径	曲線半径	種類	種類	延長	坑門	更新年次		非常用電源設備																																																																																											
終點間	終點間	種類	種類	延長	坑門	更新年次		非常駐車帯																																																																																											
トンネル工法	トンネル工法	種類	種類	延長	坑門	更新年次		方向転換																																																																																											
トンネル非常用施設																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">通報装置</td> <td style="width: 30%;">非常用電話</td> <td style="width: 10%;">種別</td> <td style="width: 10%;">厚さ</td> <td style="width: 10%;">面積</td> <td style="width: 10%;">更新年次</td> </tr> <tr> <td>非常警報装置</td> <td>火災検知器</td> <td>種別</td> <td>種別</td> <td>更新年次</td> <td>更新年次</td> </tr> <tr> <td>誘導表示板</td> <td>音信号発生器</td> <td>施設</td> <td>照明</td> <td>換気</td> <td>標識</td> </tr> <tr> <td>排煙設備</td> <td>誘導表示板</td> <td>道路附属物等</td> <td>警報表示板</td> <td>吸音板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難通路</td> <td>排煙設備</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>消火器</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水栓</td> <td>給水栓</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線通信補助装置</td> <td>無線通信補助装置</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラジオ再放送設備</td> <td>ラジオ再放送設備</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声放送設備</td> <td>拡声放送設備</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水噴霧設備</td> <td>水噴霧設備</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ITV</td> <td>ITV</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>非常用電源設備</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常駐車帯</td> <td>非常駐車帯</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>方向転換</td> <td>方向転換</td> <td>道路附属物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										通報装置	非常用電話	種別	厚さ	面積	更新年次	非常警報装置	火災検知器	種別	種別	更新年次	更新年次	誘導表示板	音信号発生器	施設	照明	換気	標識	排煙設備	誘導表示板	道路附属物等	警報表示板	吸音板		避難通路	排煙設備	道路附属物等				消火栓	消火器	道路附属物等				給水栓	給水栓	道路附属物等				無線通信補助装置	無線通信補助装置	道路附属物等				ラジオ再放送設備	ラジオ再放送設備	道路附属物等				拡声放送設備	拡声放送設備	道路附属物等				水噴霧設備	水噴霧設備	道路附属物等				ITV	ITV	道路附属物等				非常用電源設備	非常用電源設備	道路附属物等				非常駐車帯	非常駐車帯	道路附属物等				方向転換	方向転換	道路附属物等			
通報装置	非常用電話	種別	厚さ	面積	更新年次																																																																																														
非常警報装置	火災検知器	種別	種別	更新年次	更新年次																																																																																														
誘導表示板	音信号発生器	施設	照明	換気	標識																																																																																														
排煙設備	誘導表示板	道路附属物等	警報表示板	吸音板																																																																																															
避難通路	排煙設備	道路附属物等																																																																																																	
消火栓	消火器	道路附属物等																																																																																																	
給水栓	給水栓	道路附属物等																																																																																																	
無線通信補助装置	無線通信補助装置	道路附属物等																																																																																																	
ラジオ再放送設備	ラジオ再放送設備	道路附属物等																																																																																																	
拡声放送設備	拡声放送設備	道路附属物等																																																																																																	
水噴霧設備	水噴霧設備	道路附属物等																																																																																																	
ITV	ITV	道路附属物等																																																																																																	
非常用電源設備	非常用電源設備	道路附属物等																																																																																																	
非常駐車帯	非常駐車帯	道路附属物等																																																																																																	
方向転換	方向転換	道路附属物等																																																																																																	
その他の設備																																																																																																			

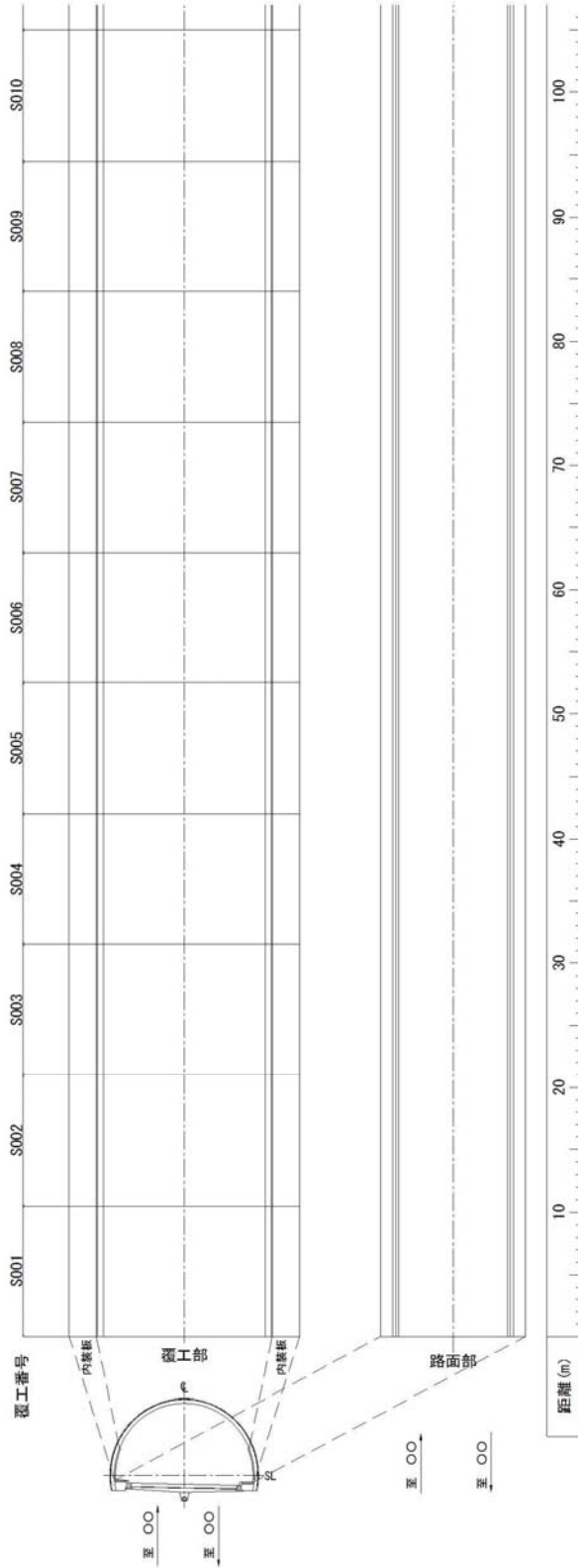
※太枠の部分については必須入力とし、その他の項目は任意で入力することとする。

※緯度・経度については0.1"単位まで記入することとする。

トンネル台帳 [様式-B]

フリガナ 名称	路線名		管轄		コード管理機関
	自	至	緯度	経度	トンネルコード
所在地	位置情報 (世界測地系)		車道幅員 (Oで囲む)		調製年月日
	起点 (代表点)	終点	A 5.5m以上	B 5.5m未満	
			緯度	経度	
			緯度	経度	

トンネル変状・異常箇所位置図



注1：覆工部の損傷箇所位置図は、見下げた状態で記載すること。  
 注2：覆工番号は横断方向目地（打継ぎ目）毎に設定する。  
 注3：1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。

1：「判定区分×」の箇所（写真番号記入）

トンネル異常箇所位置図



点検調書 変状写真台帳 [様式-D]

フリガナ 名称	路線名		管轄		コード管理機関	
	自	至	起点 (代表点)	緯度 経度 緯度 経度		車道幅員 (Oで囲む)
所在地	位置情報 (世界測 地系)		終点		A 5.5m以上 B 5.5m未満	
写真番号					写真番号	
覆工番号					覆工番号	
部位区分					部位区分	
変状の種類					変状の種類	
判定区分					判定区分	
メモ					メモ	
写真番号					写真番号	
覆工番号					覆工番号	
部位区分					部位区分	
変状の種類					変状の種類	
判定区分					判定区分	
メモ					メモ	

※ たたき落とし、締直しを実施した場合は、実施後の写真を添付すること。  
 ※ 応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。



【記入例】

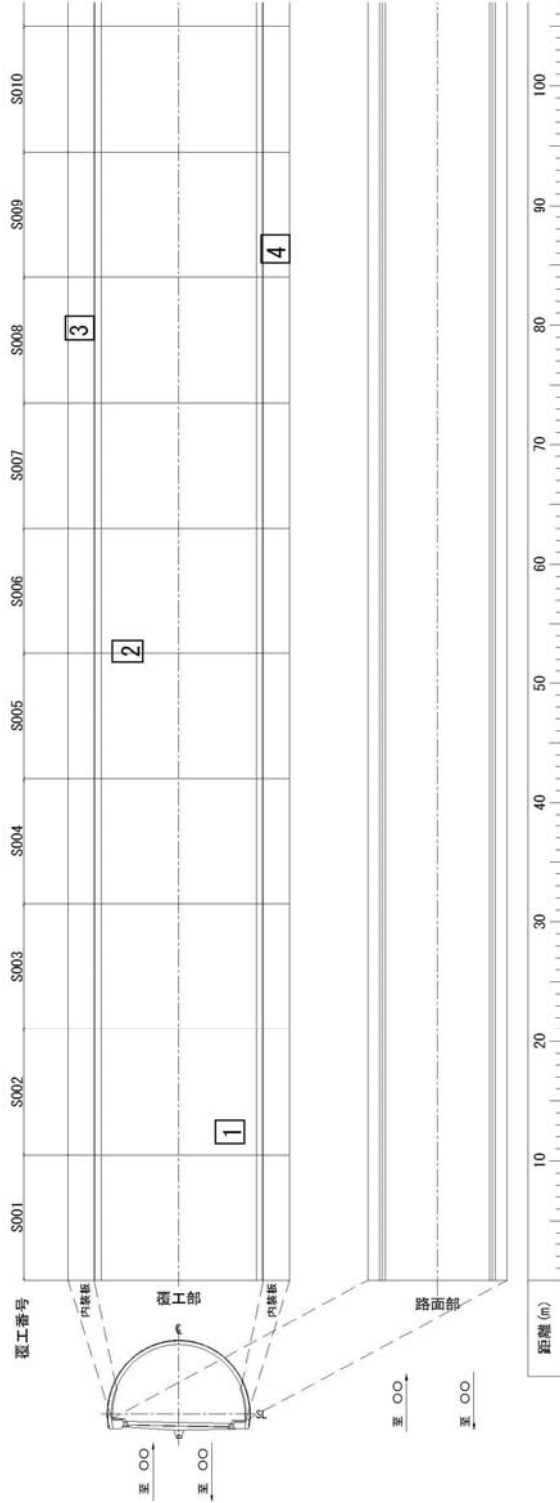
〔様式-A〕

トンネル台帳		フリガナ		まるまる		トンネル		路線名		市道〇〇線		管轄		〇〇県〇〇市		コード管理機関	
名称		〇〇市〇〇町		〇〇市〇〇町		トンネル等級		位置情報 (世界測地系)		起点 (代表点)		車道幅員 (〇で囲む)		型式		更新年次	
所在地		自		至		トンネル種類		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
分割区分		コード		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
一般有料区分		交通量		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
トンネル分類		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
完成/供用年次		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
トンネル延長		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
土かぶり		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
内空断面積		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
幅員		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
車道幅		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
歩道等幅		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
建築限界高		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
中央高		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
有効高		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
縦断勾配		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
直線区間長		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
区間長		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
曲線区間		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
区間		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	
トンネル工法		トンネル種類		トンネル種類		坑門		緯度		経度		種別		施設の内訳		調製年月日	

※太枠の部分については必須入力とし、その他の項目は任意で入力することとする。  
 ※緯度・経度については0.1"単位まで記入することとする。

トンネル台帳 〔様式-B〕		【記入例】									
フリガナ まるまる		路線名		市道〇〇線				管轄		コード管理機関	
名称 〇〇トンネル		位置情報 (世界測地系)		起点 (代表点)	緯度	経度	起點	緯度	経度	〇〇県〇〇市	コード
所在地	自	〇〇県〇〇市〇〇町		終点	緯度	経度	終點	緯度	経度	5. 5m以上 5. 5m未満	トンネルコード
	至	〇〇県〇〇市〇〇町			00° 00' 00.0"	000° 00' 00.0"	000° 00' 00.0"	000° 00' 00.0"	000° 00' 00.0"		調製年月日 2000/1/1

トンネル変状・異常箇所位置図



- 注 1 : 覆工部の損傷箇所位置図は、見下げた状態で記載すること。
- 注 2 : 覆工番号は横断方向目地（打継ぎ目）毎に設定する。
- 注 3 : 1 枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。

1 : 「判定区分 x」の箇所（写真番号記入）

点検調査 トンネル点検結果総括表 [様式-C]

【記入例】

フリガナ 名称		まるまる 〇〇トンネル		路線名 市道〇〇線		管轄 〇〇県〇〇市		コード管理機関 トンネルコード	
所在地		位置情報 (世界測地系)		起点 (代表点)		緯度		調整年月日	
自 〇〇県〇〇市〇〇町		緯度		00° 00' 00.0"		緯度		2000/1/1	
至 〇〇県〇〇市〇〇町		経度		000° 00' 00.0"		緯度			
点検年月日 2013/4/1		終点		00° 00' 00.0"		緯度			
点検者 〇〇会社		点検種別		近接目視点検/打音検査/触診		使用器具			
点検結果		使用器具		打音検査用ハンマー					
覆工 番号	覆工 延長 (m)	部位区分	判定① (たつき落とし、 締直し前の 判定区分)	点検箇所の 区分	変状の種類	判定② (たつき落とし、 締直し後の 判定区分)	前回の比較	対応方針	
S001	10.5	-	○	トンネル本体工	変状・異常なし	-			
S002	10.5	覆工(アーチ)	×	トンネル本体工	ひび割れ [写真1]	○			
S003	10.5	覆工(アーチ)	○	トンネル本体工	軽微なひび割れ	-			
S004	10.5	-	○	トンネル本体工	変状・異常なし	-			
S005	10.5	覆工(アーチ)	×	トンネル本体工	うき [写真2]	×		緊急対応が必要	
S006	10.5	覆工(左側側壁)	○	トンネル本体工	軽微なひび割れ	-			
S007	10.5	照明取付け金具	×	道路附属物	ボルトゆるみ [写真3]	○			
S007	10.5	覆工(右側側壁)	×	トンネル本体工	ひび割れ [写真4]	×			
S008	10.5	-	○	トンネル本体工	軽微なひび割れ	-			
変状・異常 箇所数合計		トンネル本体工	3 箇所			2 箇所			
		道路附属物等	1 箇所			0 箇所			

※ 対応方針欄は、変状・異常の除去が不完全で、緊急対応が必要な場合に記入すること。

※ 1区間の覆工に複数の変状・異常がある場合は、変状・異常箇所毎に記入すること。

※ 各覆工番号において、判定区分○の場合についても記入すること。

【記入例】

点検調査 変状写真台帳 [様式-D]

フリガナ 名称	まるまる 〇〇トンネル		路線名 市道〇〇線		管轄 〇〇県〇〇市		コード管理機関 トンネルコード 調製年月日 2000/1/1	
	自 〇〇県〇〇市〇〇町	至 〇〇県〇〇市〇〇町	起点 (代表点)	緯度 経度	車道幅員 (〇で囲む)	〇	5. 5m以上 B 5. 5m未満	
所在地			起点 (代表点)	緯度 経度	緯度 経度	緯度 経度	緯度 経度	
			終点	緯度 経度	緯度 経度	緯度 経度	緯度 経度	
写真番号	1							写真番号 3
覆工番号	S002							覆工番号 S007
部位区分	覆工 (アーチ)							部位区分 照明 取付け金具
変状の種類	ひび割れ							変状の種類 ポルト ゆるみ
判定区分	×							判定区分 ×
メ モ								ポルト締直し
写真番号	2							写真番号 4
覆工番号	S005							覆工番号 S007
部位区分	覆工 (アーチ)							部位区分 覆工頂部
変状の種類	うき							変状の種類 ひび割れ
判定区分	×							判定区分 ×
メ モ								たたき落としを実施したが、完全にうきを除去できなかった。 第三者被害の恐れは低いと考えられる。

変状・異常写真添付

変状・異常写真添付

変状・異常写真添付

変状・異常写真添付

※ たたき落とし、締直しを実施した場合は、実施後の写真を添付すること。  
※ 応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。